

# 令和5年度渉外知事会定期総会の開催及び要請活動等の実施結果について

米軍基地が所在する15都道府県の知事で構成する渉外関係主要都道府県知事連絡協議会(渉外知事会)は、本日午前、都道府県会館で定期総会を開催し「基地対策に関する要望書」等についての審議を行い、同日午後、防衛省、外務省等の関係省庁で要請活動を行いました。また、関係省庁への要請後、会長(神奈川県知事)、副会長(沖縄県知事、青森県副知事(代理)、長崎県副知事(代理))が在日米国大使館に赴き、国への要請の概要を説明し、意見交換を行いましたのでお知らせします。

## 1 定期総会

### (1) 「基地対策に関する要望書」について

令和5年度の「基地対策に関する要望書」について審議し、採択されました。

#### 【参照】

- ・ 令和5年度「基地対策に関する要望書」の概要(別添1)
- ・ 渉外知事会による日米地位協定改定7本の柱の要望(別添2)
- ・ 基地対策に関する要望書の前年度からの主な変更点(別添3)
- ・ 基地対策に関する要望(別添4)

### (2) 「米軍基地等が所在する地域の財政措置等の拡充に関する特別要請」について

「米軍基地等が所在する地域の財政措置等の拡充に関する特別要請」について審議し、採択されました。

#### 【参照】

- ・ 米軍基地等が所在する地域の財政措置等の拡充に関する特別要請(別添5)

## 2 要請活動等

防衛省、外務省等関係省庁に要望書を提出するとともに、在日米国大使館で意見交換を行いました。

(1)要請者

会 長 黒岩 祐治 神奈川県知事 ほか

(2)対応者

ア 防衛省 小野田 紀美 防衛大臣政務官

イ 外務省 吉川 ゆうみ 外務大臣政務官

ウ 在日米国大使館 レイモンド・F・グリーン 臨時代理大使※

※ 昨日の記者発表では首席公使としていましたが、正しくは臨時代理大使となります。

**問合せ先**

---

神奈川県政策局基地対策部基地対策課

課長 館野 電話 045-210-3370

課長代理 小泉 電話 045-210-3375

## 令和5年度「基地対策に関する要望書」の概要

「基地対策に関する要望書」及び「基地対策に関する要望書（別冊）」の2冊で構成しています。

### 1 「基地対策に関する要望書」の概要

#### (1) 重点要望

国に対して重点的に要望する事項を、趣旨を踏まえて分かりやすく3つの大きな柱としています。

特に、日米地位協定の改定については、日米地位協定に盛り込むべき項目、内容を明確にして、7本の柱、19項目の改定として整理しています。

なお、重点要望については、文書による回答を求めています。

< 3つの大きな柱 >

#### 「1 基地の整理、縮小及び早期返還の促進」

#### 「2 日米地位協定の改定」

- ① 基地使用の可視化
- ② 環境条項の新設
- ③ 騒音軽減及び飛行運用の制限等に係る条項の新設
- ④ 国内法適用の拡充
- ⑤ 基地内の安全管理及び基地の外における活動の制限に関する条項の新設
- ⑥ 米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実
- ⑦ 地元意見の聴取に係る仕組みの新設

#### 「3 国による財政的措置等の新設・拡充」

- ① 基地交付金等の増額等
- ② 地域振興策の新設・拡充
- ③ 基地跡地の返還に係る支援
- ④ 駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充・強化

#### (2) 要望事項

個別の要望事項の内容について説明をしています。

### 2 「基地対策に関する要望書（別冊）」の概要

「基地対策に関する要望書」のうち、要望事項「2 日米地位協定の改定に係る要望」、「3 日米地位協定の運用改善に係る要望」、「4 日米地位協定の補足協定に係る要望」について別冊としています。

- ・「2 日米地位協定の改定に係る要望」…各項目に要望内容の詳細・理由等を記載。
- ・「3 日米地位協定の運用改善に係る要望」…要望及び要望に至った理由等を記載。
- ・「4 日米地位協定の補足協定に係る要望」…要望及び要望に至った理由等を記載。

## 渉外知事会による日米地位協定改定 7 本の柱の要望

### ① 基地使用の可視化

基地の使用に関しては、米側の裁量に委ねられている部分が多く、基地の実情が見えず、周辺住民は大きな不安を抱えている。そのため、日米間の合意事項も含め、できる限り基地の実情等が見えるようにすること。

(第 2 条関係、施設・区域の提供等)

- ◇「個々の施設及び区域（以下「基地」という。）に関する協定については、使用目的、使用範囲、使用条件等を詳細に記載するとともに、その内容を日本国政府が定期的に審査すること」

(第 3 条関係、施設・区域に関する措置)

- ◇「公務遂行のため、日本国政府や地元地方公共団体の人員が基地内への立ち入りを求めた場合は、速やかに応ずること。また、その際、公務を遂行する上で、必要かつ適切なあらゆる援助を与えること」

(第 25 条関係、合同委員会合意)

- ◇「日米合同委員会の合意事項は速やかに公表すること」

### ② 環境条項の新設

基地内の環境問題は、周辺住民の生命、健康に重大な影響を与える可能性がある。そのため、日米地位協定に規定のない環境条項を新たに盛り込むこと。また、環境補足協定については、環境に影響を及ぼす可能性がある場合には、通報の有無に関わらず、地元自治体が必要とする立入調査が行えるよう、改善を図ること。通報の基準については、「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続（外務省仮訳）」において「危険物、有害物又は放射性物質の誤使用、廃棄、流出又は漏出の結果として実質的な汚染が生ずる相当な蓋然性」とされているが、環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故等が発生した場合及び発生した疑いがある場合にまで拡大すること。

加えて、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の地元自治体への迅速な情報提供、米軍（事故原因者）又は国（基地提供者）による速やかな環境調査の実施、調査結果の早急な公表及び汚染除去等の実施、並びに地元自治体による迅速かつ円滑な立入調査の実現及び返還前の早期の立入りの実現、基地内外の環境汚染に関する日米両政府で共有された情報の迅速な公開など、実効性のある運用を通じて基地内外の環境対策の強化を着実に図ること。

(第 3 条関係、施設・区域に関する措置)

- ◇「生活環境の保全等に係る環境条項を新たに設け、基地内において国内環境法令を適用するとともに、日米両国政府の責任において基地の特殊性に応じた措置を講ずること」

(第 4 条関係、施設の返還)

- ◇「基地の返還にあたっては、日米両国政府の責任において環境調査を実施・公表し、環境の浄化や障害物件の撤去等の適切な措置を講じた上で返還すること」

### ③ 騒音軽減及び飛行運用の制限等に係る条項の新設

米軍飛行場及び訓練場周辺や飛行ルート及び訓練空域下の住民は、飛行訓練等により航空機の騒音被害や航空機事故に対する不安等、大きな負担を強いられている。そのため、騒音軽減や飛行運用の制限等に関する条項の新設をすること。

(航空機の騒音軽減措置、飛行運用関係)

- ◇「市街地や夜間、休日等の飛行制限、最低安全高度を定める国内法令の適用等、航空機の騒音軽減措置や飛行運用に関する制限措置を行うこと」

### ④ 国内法適用の拡充

我が国の法令は、在日米軍の活動には原則として適用されていない。公共の安全確保に万全を期すため、米軍の活動に航空法令、環境法令、保健衛生に関する法令など、周辺住民の生活に大きな影響を与える可能性の高い分野について、国内法令を適用すること。

なお、新興感染症等への対応については、これまでの経緯を踏まえ、保健衛生に関する特別協定の締結などにより、国内法令を早急に適用すること。

(第5条関係、入港料・着陸料の免除)

- ◇「米軍の艦船及び航空機が港湾、空港を使用する場合は、国内法令を適用すること。また、緊急時以外の民間空港の使用を禁止すること」

(第9条関係、米軍構成員等の地位)

- ◇「人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、国内法令を適用すること」

(第16条関係、日本法令の尊重義務)

- ◇「米軍機の飛行について最低安全高度を定める航空法令、航空機騒音の環境基準を定める環境法令を適用するなど、米軍の活動に国内法を適用することを明記し、公共の安全確保に万全を期すこと。」

### ⑤ 基地内の安全管理及び基地の外における活動の制限に関する条項の新設

米軍の活動は、基地周辺住民の生命、健康に重大な影響を与える可能性がある。そのため、日米地位協定に規定のない基地内の安全管理に関する責務と日米の相互協力に係る条項を新たに盛り込むこと。また、飛行訓練などの演習・訓練については、原則、日米地位協定第2条に基づき提供される施設・区域及び我が国の領域近傍において、船舶、航空機等の航行の安全を図る等のために区域を指定している水域・空域（以下「提供区域等」という。）の域内において実施することとし、やむを得ず提供区域等の域外において実施される演習・訓練について日本政府との事前協議を義務付ける条項を新設すること。

(第23条関係、安全確保のための措置)

- ◇「基地内における米軍の活動については、安全管理に万全を期すなど、基地周辺住民の安全・安心の確保に責任をもって実施すること。また、日米の関係機関が、基地内の貯蔵物等について情報を共有するなど、日米両国が相互に協力して、基地周辺住民の安全確保に努めること」

(第25条関係、合同委員会)

- ◇「飛行訓練などの演習・訓練については、原則、提供区域等の域内において実施することとし、やむを得ず提供区域等の域外において実施される演習・訓練については、必要最小限とし、事前に安全措置等について日本政府と協議を行うことを規定すること」

## ⑥ 米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実

米軍構成員等による事件・事故への適切な対応は基地問題の重要課題の一つである。米軍構成員等の規律保持や教育・研修などの事件・事故を防止するための取組みを徹底すること。また、関係する地方公共団体や住民への情報提供や被害者への補償を適切に行うとともに、事故時の日本側の権限等を明確にし、事件・事故時の措置を充実すること。

(第3条関係、施設・区域に関する措置)

- ◇「基地に起因又は関連する事故が発生した場合、事故の大小及び施設・区域の内外にかかわらず速やかに事故等の情報を関係する地方公共団体に提供するとともに、地域住民にも速やかに適切な情報提供を行い、二次災害防止のための適切な措置をとること」

(米軍構成員等による事件・事故の防止に係る条項の新設)

- ◇「米国政府は、平素より、米軍構成員等の規律保持や教育・研修などの事件・事故を防止するための取組みを徹底すること。また、教育研修にあたっては、地元地方公共団体の意見を反映するなど、実効性の向上に努めること」

(第17条関係、裁判権)

- ◇「日本国が第1次裁判権を有する場合、米国は日本側から被疑者の拘禁の移転要請があるときには、速やかにこれに応ずること」
- ◇「基地の外における米軍財産について、日本国の当局が捜索、差押え又は検証を行う権利を行使すること」
- ◇「基地の外における事故現場等の必要な統制は、日本国の当局の主導の下に行われること」

(第18条関係、請求権の放棄)

- ◇「公務外の米軍構成員等が起こした事件・事故等であっても、当事者間での解決が困難な場合で、被害者への損害賠償額が満たされないときには、日米両国政府の責任において補償が受けられるようにすること」
- ◇「米国の当局は、日本国の裁判所の命令がある場合、米軍構成員又は軍属に支払うべき給料等を差し押さえて、日本国の当局に引き渡さなければならないこと」

## ⑦ 地元意見の聴取に係る仕組みの新設

基地が所在する地方公共団体では、航空機による事故や騒音、部隊の再編等に伴う生活環境への影響など、基地に起因する様々な問題が発生している。こうした問題解決のためには、地元地方公共団体の意向を聴取し、その意向を反映できる仕組みが不可欠であることから、新たに規定を設けること。

(第25条関係、合同委員会)

- ◇「基地の運用等に関して地元地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重するとともに、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者の参加する地域特別委員会を設置すること」

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（渉外知事会）  
令和5年度「基地対策に関する要望書」前年度からの主な変更点

**変更点1：PFOS等に係る要望の拡充**

<修正概要>

最近の米軍基地におけるPFOS等の問題をふまえ、要望を拡充する。

◎ 個別要望・3 日米地位協定の運用改善に係る要望

<別冊（日米地位協定関係編 P.21～23）>

旧（令和4年度）	新（令和5年度）
～中略～	～中略～
<p>(ウ) 米軍が定めている現行の日本環境管理基準（JEGS）について、日本語の解説書を作成し公表するとともに、問題が発生した場合の立入調査はもとより、その運用実態を地方公共団体が定期的に検査・確認できる仕組みを早急に確立すること。</p>	<p>(ウ) <u>日本環境管理基準（JEGS）は日米の国内法の、より厳格な基準を選択するという基本的な考え方のもとに作成していることを踏まえ、改訂にあたっては、日本側の規制基準を適切に反映することはもとより、米国の最新の規制動向や知見に十分留意のうえ、日米で緊密に連携し協議すること。</u></p> <p>また、現行の日本環境管理基準（JEGS）について、日本語の解説書を作成し公表するとともに、問題が発生した場合の立入調査はもとより、その運用実態を地方公共団体が定期的に検査・確認できる仕組みを早急に確立すること。</p>
(略)	(略)
<p>(キ) 健康への影響が懸念される物質が基地周辺で検出される場合は、国において原因究明のための調査を実施し、調査結果に基づく適切な対応を行うとともに、必要に応じて住民を対象とした健康に係る調査を行うこと。</p> <p>また、米軍基地に起因する土壌汚染を含む環境被害等が発生した場合には、原因者である米軍又は基地提供者である国において、環境調査や汚染除去等を行うとともに、地方公共団体が重要性や緊急性を踏まえ、その発生源を特定するために基地内の調査を求めた際には協力すること。さらに、環境被害等の対策については費用負担など、適切な対応策をとるとともに、国に代わって地方公共団体</p>	<p>(キ) 健康への影響が懸念される物質が基地周辺で検出される場合は、国において原因究明のための調査を実施し、調査結果に基づく適切な対応を行うとともに、必要に応じて住民を対象とした健康に係る調査を行うこと。</p> <p>また、米軍基地に起因する土壌汚染を含む環境被害等が発生した場合には、原因者である米軍又は基地提供者である国において、環境調査や汚染除去等を行うとともに、地方公共団体が重要性や緊急性を踏まえ、その発生源を特定するために基地内の調査を求めた際には協力すること。さらに、環境被害等の対策については費用負担など、適切な対応策をとるとともに、国に代わって地方公共団体</p>

が環境調査等を行った場合は、地方公共団体に費用負担が生じないよう措置すること。

(新規)

(略)

(ケ) 泡消火剤については、有機フッ素化合物(PFOS 及び PFOA) を含まないものに切り替えるとともに、日本国内法及び日本環境管理基準 (JEGS) に基づいて、適切に保管、点検し、日米両国政府の責任で適切な方法により処分すること。

また、有機フッ素化合物を含む泡消火剤等の量や管理の状況について、日米両国政府の責任で実態を調査し公表するとともに、漏出防止など安全管理に万全を期すこと。

さらに、切り替え後、保管されている泡消火剤は処分までの間使用しないこと。

が環境調査等を行った場合は、地方公共団体に費用負担が生じないよう措置すること。

特に、日本国内における有機フッ素化合物 (PFOS 及び PFOA) (以下「PFOS 等」という。) の法規制等を検討する際は、基地からの流出事故や、基地周辺の水源から PFOS 等の検出が継続している現状を踏まえ、米国等、国外の最新の規制動向や知見に十分留意すること。

また、日米両国政府の責任において、米軍基地における、これまでの PFOS 等の使用・保管状況等を精査し、基地内の汚染状況に関する調査を早急を実施して、汚染が確認された場合は汚染源の除去等、必要な対策を講じ公表することや、地元自治体が求める立入調査等を実現させるようにすること。

(略)

(ケ) 在日米軍基地における PFOS 等を含む製品の安全管理に関する日米間の協議状況について情報提供すること。

在日米軍基地における PFOS 等を含む製品について、代替品への交換に向けた取組状況を公表するとともに、PFOS 等を含まないものに早急に切り替えること。

代替品への交換が実現するまでの間、PFOS 等を含む製品の管理にあたっては、漏出防止、駐留軍等労働者の健康への配慮等、安全対策に万全の配慮を払うこと。



## 変更点 2 : 日米地位協定の補足協定に基づく立入に係る要望の拡充

### <修正概要>

P F O Sが流出した際に、補足協定に基づき立入り、採水調査を行ったが、結果の公表に時間を要したことから、日米地位協定の補足協定に基づく立入後の、調査結果の早急な公表について要請する。

### ◎ 重点要望・2 日米地位協定の改定

<本冊（施策・制度・予算編 P. 3）及び別冊（日米地位協定関係編 ii）>

旧（令和4年度）	新（令和5年度）
<p>（本冊 P. 3 及び別冊 ii 2 日米地位協定の改定②環境事項の新設 第2段落） （略） 加えて、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の<u>米軍（事故原因者）又は国（基地提供者）による速やかな環境調査と汚染除去等の実施・地元自治体への迅速な情報提供・地元自治体による円滑な立入調査の実現と返還前の早期の立入りの実現、基地内外の環境汚染に関する日米両政府で共有された情報の迅速な公開など、実効性のある運用を通じて基地内外の環境対策の強化を着実に図ること。</u></p>	<p>（略） 加えて、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の<u>地元自治体への迅速な情報提供、米軍（事故原因者）又は国（基地提供者）による速やかな環境調査の実施、調査結果の早急な公表及び汚染除去等の実施、並びに地元自治体による迅速かつ円滑な立入調査の実現及び早期の立入りの実現、基地内外の環境汚染に関する日米両政府で共有された情報の迅速な公開など、実効性のある運用を通じて基地内外の環境対策の強化を着実に図ること。</u></p>

### ◎ 個別要望・4 日米地位協定の補足協定に係る要望

<別冊（日米地位協定関係編 P.39）>

旧（令和4年度）	新（令和5年度）
<p>（別冊 P. 39 4 日米地位協定の補足協定に係る要望 (1) 環境補足協定について） &lt;環境補足協定の適切な運用&gt; 環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の<u>迅速な情報提供と円滑な立入調査、返還前の早期の立入りの実現、基地内外の環境汚染に関する日米両政府で共有された情報の公開など、実効性のある運用を通じて基地内外の環境対策の強化が着実に図られるよう努めること。</u> （略）</p>	<p>&lt;環境補足協定の適切な運用&gt; 環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の<u>関係自治体への迅速な情報提供、円滑な立入調査及び調査結果の早急な公表並びに返還前の早期の立入りの実現、基地内外の環境汚染に関する日米両政府で共有された情報の公開など、実効性のある運用を通じて基地内外の環境対策の強化が着実に図られるよう努めること。</u>（略）</p>

### 変更点 3 : 改正大気汚染防止法の運用上必要な協力に係る要望

#### <修正概要>

令和4年4月から、改正大気汚染防止法に基づくアスベスト建材の使用状況にかかる事前調査結果の都道府県知事への報告については、発注者でなく元請業者の義務となったことから、米軍による元請業者への協力について求める。

#### ◎ 個別要望・3 日米地位協定の運用改善に係る要望

<別冊（日米地位協定関係編 P.22）>

旧（令和4年度）	新（令和5年度）
<p>(略)</p> <p>(ク) 基地内の廃棄物等については、その排出抑制を図るとともに、分別を徹底することにより可能な限りリサイクルを推進し、廃棄物焼却施設等の整備を含め米国政府の責任で適正に処理すること。地元地方公共団体の求めに応じて、基地内にある廃棄物等の種類、数量、場所、保管方法、処理及び輸送計画等に関する情報を公開すること。</p> <p>また、基地内のPCB含有廃棄物及びPCB使用製品については、米国政府の責任で適正な保管と処理を行うとともに、国外への搬出にあたっては、その安全確保に十分努めること。</p> <p>さらに、米軍が行う建築物の解体等工事について、<u>建築物等のアスベスト建材の使用状況にかかる調査を行い、アスベスト建材の使用実態を把握し公表するとともに、アスベスト等の付着物の有無等の届出を工事着手前までに関係地方公共団体に行う仕組みを確立すること。</u>また、解体等工事の際は、飛散防止対策を十分に行い、関係地方公共団体職員による立入調査ができる<u>仕組みについても同様の措置を講ずること。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(ク) 基地内の廃棄物等については、その排出抑制を図るとともに、分別を徹底することにより可能な限りリサイクルを推進し、廃棄物焼却施設等の整備を含め米国政府の責任で適正に処理すること。地元地方公共団体の求めに応じて、基地内にある廃棄物等の種類、数量、場所、保管方法、処理及び輸送計画等に関する情報を公開すること。</p> <p>また、基地内のPCB含有廃棄物及びPCB使用製品については、米国政府の責任で適正な保管と処理を行うとともに、国外への搬出にあたっては、その安全確保に十分努めること。</p> <p>さらに、米軍が行う建築物の解体等工事について、<u>令和4年4月に施行された改正大気汚染防止法が適切に運用されるよう、建築物等のアスベスト建材の使用状況にかかる事前調査や、調査結果の都道府県知事等への報告について、元請け業者から求めがある場合は、米軍は協力すること。</u>また、解体等工事の際は、飛散防止対策を十分に行い、関係地方公共団体職員による立入調査ができる<u>仕組みを確立すること。</u></p>

## 変更点 4 : 自動車税の徴収に係る要望

### <修正概要>

キャッシュレス化等の社会情勢から、自動車税の徴収方法の拡大等を要望する。

### ◎ 個別要望・3 日米地位協定の運用改善に係る要望

<別冊（日米地位協定関係編 P.34）>

旧（令和4年度）	新（令和5年度）
<p>(9)13条関係（租税）</p> <p>&lt;自動車税等の優遇制度の是正&gt;</p> <p>米軍構成員等の私有車両に対する自動車税及び軽自動車税の優遇制度を是正すること。</p>	<p>&lt;自動車税等の優遇制度の是正&gt;</p> <p><u>ア 米軍構成員等の私有車両に対する自動車税及び軽自動車税の優遇制度を是正すること。</u></p> <p><u>&lt;自動車税種別割の徴収方法の拡大&gt;</u></p> <p><u>イ 米軍構成員等の所有する自動車の自動車税種別割について、証紙現物による徴収に加え、普通徴収等の証紙現物による徴収以外の方法が可能となるよう法令を改正するとともに、引き続き滞納を防止する体制を構築すること。</u></p>
<p>(9) 13 条関係（租税）</p> <p>米軍構成員等の私有車両に対する自動車税は平成11年に税率が引き上げられましたが、民間車両の税率と比較すると、著しく低い税率になっています。いずれの地方公共団体も財政状況は大変厳しい状況にありますので、貴重な自主財源の充実のために優遇制度を是正する必要がありますと考えます。</p>	<p>(9) 13 条関係（租税）</p> <p>米軍構成員等の私有車両に対する自動車税は平成11年に税率が引き上げられましたが、民間車両の税率と比較すると、著しく低い税率になっています。いずれの地方公共団体も財政状況は大変厳しい状況にありますので、貴重な自主財源の充実のために優遇制度を是正する必要があります。</p> <p><u>また、自動車税種別割の徴収方法の原則を定めている地方税法では、証紙徴収及び普通徴収の規定があるにもかかわらず、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」では証紙徴収以外の方法を可能とする規定が存在しないため、キャッシュレス化等の社会情勢も踏まえ、法令の改正が必要であると考えます。併せて、徴収方法が拡大される際は、納税済であることを証する書類の携行を納税義務者に求めるなど引き続き滞納を防止する体制を構築することが必要であると考えます。</u></p>

## 変更点 5 : 地域振興策に対する要望の拡充

### <修正概要>

港湾について返還予定地の返還が進まない等の問題が生じているため、対策の必要性を明記し、地域振興に係る各種支援策の新設・拡充の具体例として記載する。

### ◎ 個別要望・6 基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）及び調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）等に係る要望 （3）地域振興策の新設・拡充）

<本冊（施策・制度・予算編 P.31）>

旧（令和4年度）	新（令和5年度）
<p>過大な基地負担の現状を踏まえ、財政的支援を含む地域振興に係る各種支援策を講ずること。</p> <p>&lt;再編交付金の拡充&gt;</p> <p>ア （略）</p> <p>&lt;再編関連訓練移転等交付金の適正な予算措置&gt;</p> <p>イ （略）</p>	<p><u>&lt;過大な基地負担を踏まえた地域振興策の新設・拡充&gt;</u></p> <p>ア 過大な基地負担の現状を踏まえ、財政的支援を含む地域振興に係る各種支援策を新設・拡充すること。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>特に、港湾においては、水域利用の制限等により、船舶の航行をはじめとする港湾施設の利用や整備、漁業活動、商港としての機能などに支障をきたしており、また、返還予定地においては、返還が長期間進まず、土地の有効活用に影響が生じている点に十分に配慮すること。</u></p> <p>&lt;再編交付金の拡充&gt;</p> <p>イ （略）</p> <p>&lt;再編関連訓練移転等交付金の適正な予算措置&gt;</p> <p>ウ （略）</p>

## 変更点 6 : 新型コロナウイルス感染症に係る要請事項の修正

### <修正概要>

新型コロナウイルス感染症が、感染症法上で5類感染症となったことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る要望を、新型コロナウイルス感染症を含む新興感染症全般についての要請に見直す。

### ◎ 重点要望・2 日米地位協定の改定・④国内法適用の拡充

<本冊（施策・制度・予算編 P.4）>

旧（令和4年度）	新（令和5年度）
<p>我が国の法令は、在日米軍の活動には原則として適用されていない。公共の安全確保に万全を期すため、米軍の活動に航空法令、環境法令、保健衛生に関する法令など、周辺住民の生活に大きな影響を与える可能性の高い分野について、国内法令を適用すること。</p> <p>なお、<u>新型コロナウイルス感染症への対応は喫緊の課題</u>であるため、保健衛生に関する特別協定の締結などにより、国内法令を早急に適用すること。</p>	<p>我が国の法令は、在日米軍の活動には原則として適用されていない。公共の安全確保に万全を期すため、米軍の活動に航空法令、環境法令、保健衛生に関する法令など、周辺住民の生活に大きな影響を与える可能性の高い分野について、国内法令を適用すること。</p> <p>なお、<u>新興感染症等への対応については、これまでの経緯を踏まえ</u>、保健衛生に関する特別協定の締結などにより、国内法令を早急に適用すること。</p>

### ◎ 個別要望・7 駐留軍等労働者対策及び離職者対策に係る要望・（1）駐留軍等労働者対策

<本冊（施策・制度・予算編 P.33）>

旧（令和4年度）	新（令和5年度）
<p>労務費全額日本側負担の実態を踏まえ、日本側の労働条件等決定権限の強化に努め、基地の再編・返還等により駐留軍等労働者に雇用不安を与えることや、労働条件の低下等に繋がることのないよう適切な労務管理を図ること。</p> <p>また、労働条件の向上を図るとともに、労働法令に則った労働安全衛生や地震・津波など大規模災害時の安全確保が円滑に図られるよう努めること。</p> <p>併せて、<u>基地内において駐留軍等労働者にも新型コロナウイルス感染症の感染が及んでいることを踏まえ</u>、雇用主である国の責任により<u>感染症防止対策</u>に万全を期すとともに、米軍にも申し入れること。</p>	<p>労務費全額日本側負担の実態を踏まえ、日本側の労働条件等決定権限の強化に努め、基地の再編・返還等により駐留軍等労働者に雇用不安を与えることや、労働条件の低下等に繋がることのないよう適切な労務管理を図ること。</p> <p>また、労働条件の向上を図るとともに、労働法令に則った労働安全衛生や地震・津波など大規模災害時の安全確保が円滑に図られるよう努めること。</p> <p>併せて、<u>新興感染症等については</u>、雇用主である国の責任により<u>駐留軍等労働者の感染防止対策</u>に万全を期すとともに、米軍にも申し入れること。</p>

◎ 個別要望・10 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る要望

<本冊（施策・制度・予算編 P.37）>

旧（令和4年度）	新（令和5年度）
<p>10 <u>新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する要望</u></p> <p><u>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、変異株による感染状況等も踏まえ、基地周辺住民への感染拡大防止及び基地周辺住民の不安解消の観点から、次の措置を迅速かつ万全に講じること。</u></p> <p><u>(1) 米軍構成員等が在日米軍基地に入国する場合の水際対策の措置などについて、我が国の措置と整合的な措置が米軍において徹底されるよう、米側へ継続的な確認や働きかけを行うこと。また、駐留軍等労働者や契約業者等の感染症対策についても日米両国政府の責任において万全を期すこと。</u></p> <p><u>(2) 状況に応じて、基地内での感染症の発生状況について積極的な公表を行うとともに、感染経路・行動歴等の感染者に関する情報や感染症対策の措置状況等を地元自治体に情報提供するなど、周辺住民が安心して生活するために必要な情報について、積極的な公表及び地元自治体への適切な提供を行うこと。</u></p> <p><u>併せて、状況に応じて、ゲノム解析による変異株の検査を実施するなど、米軍基地内において万全の検査体制を構築するとともに、検査結果の公表及び地元自治体への提供を適切に行うよう、米側へ働きかけを行うこと。</u></p> <p><u>(3) 日米合同委員会の下に設置された検疫・保健分科委員会の協議内容を公表すること。</u></p> <p><u>(4) 感染状況に応じ基地内での医療提供体制の確保等を図るよう、米側に働きかけること。</u></p>	<p>10 <u>新興感染症等に関する要望</u></p> <p><u>新興感染症等について、感染状況等の変化に応じ、地域の不安を払拭する実効性のある対策を講じるため、我が国の措置と整合的な水際対策の徹底や基地内での感染対策の徹底、検査・医療提供体制の確保・充実及びゲノム解析の実施や変異株の検出状況等の情報提供等について継続的な確認や働きかけを行うとともに、関係自治体へ迅速かつ適切に情報提供を行うこと。</u></p> <p><u>また、日米合同委員会の下に設置された検疫・保健分科委員会の協議内容を公表すること。</u></p>

<p>(5) 在日米軍による、希望する駐留軍等労働者に対するワクチン接種については、関係機関で調整を行い、ワクチン接種を受けた駐留軍等労働者が不利益を被ることのないよう、適切な対応をとること。</p>	
--	--

## 基地対策に関する要望

日米地位協定に基づき提供されている「施設及び区域」（米軍基地（水域を含む）。以下「基地」という。）を抱える地方公共団体は、基地の存在及びその運用に伴う諸問題によって地域の生活環境の整備・保全や産業振興等に様々な障害を受けており、その対策に日夜腐心しているところであります。

相次ぐ航空機事故、原子力艦をはじめとする艦船の事故や弾薬等による事故への不安、航空機等の騒音による被害の増大、環境汚染、米軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族（以下「米軍構成員等」という。）による事故や犯罪の発生、駐留軍等労働者の諸問題など、基地に起因する問題も広範多岐にわたります。

特に、米軍、米軍構成員等による事件・事故を抑止するための取組みについては、日米地位協定の改定を含め、実効性のある抜本的な再発防止策が確実に講じられることが重要であると考えております。

また、近年では、新型インフルエンザ等の新興感染症及び新型コロナウイルス感染症等（以下「新興感染症等」という。）についても、その対策に万全を期すことが必要となっています。

国におかれましては、基地周辺的生活環境の整備や民生安定のために種々の施策が講じられているところでありますが、今日の多様化した住民ニーズに応えた内容とはいえ、基地周辺対策予算や基地交付金などについても制度の目的に沿った増額措置がなされておられません。

このことは、本来、国民全体で担うべき基地負担を担い、長年におわたって生活環境の改善を求めてきた基地周辺住民や地方公共団体の切



実な願いに背くものであり、また、基地対策に関する経費が地元に移嫁されることによって各地方公共団体の財政の圧迫をもたらすものとなっております。

これまで、在日米軍の再編や日米地位協定の運用改善などが図られてきましたが、基地を抱える地方公共団体は、さらなる基地問題の解消、とりわけ米軍基地の整理、縮小及び早期返還並びに日米地位協定の抜本の見直しに大きな期待を寄せております。

また、平成30年7月及び令和2年11月には、全国知事会において、日米地位協定の見直しなどに関する「米軍基地負担に関する提言」が取りまとめられるなど、基地問題の解消は、全国共通の課題でもあります。

よって、国におかれましては、基地周辺住民、地方公共団体のこうした状況を十分に理解され、基地対策に関する別記の施策・制度・予算に関する諸事項を速やかに実現されるよう強く要望いたします。

米軍基地等が所在する地域の  
財政措置等の拡充に関する特別要請

令和5年8月23日

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会

(略称：渉外知事会)

総務大臣	松本剛明	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
防衛大臣	浜田靖一	殿

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会  
(略称：渉外知事会)

会長	神奈川県知事	黒岩祐治
副会長	青森県知事	宮下宗一郎
副会長	長崎県知事	大石賢吾
副会長	沖縄県知事	玉城デニー
	北海道知事	鈴木直道
	茨城県知事	大井川和彦
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	山梨県知事	長崎幸太郎
	静岡県知事	川勝平太
	京都府知事	西脇隆俊
	広島県知事	湯崎英彦
	山口県知事	村岡嗣政
	福岡県知事	服部誠太郎

我が国の安全保障に係る負担は、本来国民全体で担うべきものですが、沖縄県をはじめ、基地や訓練区域が所在する一部の地域に負担が集中しています。

こうした状況を踏まえ、渉外知事会では、米軍基地の整理・縮小等や日米地位協定の抜本的な見直しなどを求めてきましたが、いまだ実現していない状況にあります。

こうした中、今年1月に行われた日米安全保障協議委員会（日米「2＋2」）共同発表では、沖縄県に駐留している部隊の改編や、神奈川県内の基地への部隊の新編が盛り込まれるなど、既存の基地に対する新たな負担増が懸念される状況にあります。

また、既存の基地の存在や運用に伴う負担を軽減するための方策については、国において、地域振興策等も含めた財政措置等を講じられているところですが、地域の実情に即していない状況が生じています。

近年の事例では、長崎県における平成23年に日米合同委員会で基本合意された弾薬庫の移転集約と跡地返還について、現在も工事着手に至っておらず、地元関係者の理解・協力の維持への懸念や、いまだに返還予定地の利活用の目途が立たないなど、地域への影響が長く続く中、十分な地域振興策が講じられていません。

また、沖縄県では、基地周辺の水源から検出されたPFOS等への対策にあたり、浄水場に設置している水道水の浄化のための粒状活性炭を従来の半分の期間で取り換える必要が生じており、県の費用負担が増大していますが、現在国が講じている交付金等の対象外となっています。加えて、当初PFOS等対策のために緊急で交換を行った粒状活性炭の費用については国に補償を求めているところですが、これまで認められていません。

こうした状況を踏まえると、地域振興策等も含めた財政措置の新設とともに、現在講じられている国の負担軽減措置についても要件の緩和や制度の拡充が必要です。

よって、米軍基地等が所在する地域の負担を軽減するため、特に以下の事項を実施するよう要請します。

- 1 我が国の安全保障上、当該地域が果たしている役割の重要性を考慮し、新たな負担増等に関しては、地域振興策も含めた財政措置の新設、地域の負担に見合った十分な予算措置等、抜本的に負担軽減措置を拡充すること。
  
- 2 現在国が講じている、特定防衛施設周辺整備調整交付金、再編交付金等の既存の財政措置については、要件が限定されているなど、地元の負担の実情に即していない側面があることから、地元の実情に応じて柔軟に財政措置を講じることが可能となるよう、対象事業を拡大するなど、制度を拡充すること。